

第10回 通信政策特別委員会 事務局説明資料

これまでの会合の主な意見

2023年12月13日
事務局

ブロードバンドのユニバーサルサービスの在り方

- 整備が必要な未整備地域は多くあるが、どこまでをラストリゾート責務の範囲とすべきか、また、現在の技術ではコストミニマムな提供の実現は困難であり、今後モバイル等をいかに選択肢として認めていくかについては、時間をかけて更なる議論が必要。（大谷委員）

NTT法の規律による公正競争の確保

- NTT統合・NTT法撤廃は、市場の独占化とガラパゴスへの回帰を促し、携帯料金の再値上げ等、国民負担の増大にもつながるおそれがある。（新経連）
- NTT持株の業務範囲については、研究成果の実用化に向けた事業立ち上げ等本来業務に資する場合は原則自由とし、移動通信事業やISP事業のように、公正競争上問題がある場合は例外禁止といった、メリハリをつけた規制が望ましい。（林委員）
- NTT東西がこれから作るネットワークにおいては、NTTグループ以外の者も同じように使えるような設計及び容量で構築すべきであり、それが難しい場合は、エンドユーザー向けサービスは止めて接続及び卸に専念すべき。（相田主査代理）

研究開発の推進の在り方

- 研究開発の推進責務のないNTTドコモの基礎的な国際的論文数は減少しており、持続的な基礎・基盤研究推進やイノベーション促進の観点から、基盤的研究の推進責務は持続的に課していく必要がある。（藤井委員）

研究開発の成果普及の在り方

- 研究成果の普及責務について当面は運用見直しで対応すべきかもしれないが、NTTにおいて国際展開の足枷になっているとの認識であるため、規制自体が本当に必要かどうかは考える必要がある。（関口委員）

国際展開の在り方

- O-RANについて、日米連携の更なる強化を通じ、第三国への展開がより積極的になされるよう、研究開発支援だけでなくマーケティング等にも利用可能な柔軟かつ大規模な経済的支援が必要。（クアルコム）

外資等規制の在り方

- 外為法等の国内法の改正によって外資規制を強化しようとする、日本政府が既に締結している数々の**国際協定との関係で問題がないか、慎重な検証や検討が必要**になるが、**安保例外の範囲が狭い国際協定との関係では規制強化は困難**となり得る。(財務省)
- NTT法上の外資規制と外為法の規制では、目的と対象に違いがある。外為法は非居住者からの投資に対する規制であり、日本国内の外国人は基本的に対象とならないため、国籍に基づき判断する**NTT法の外資規制を完全に代替するのは難しい**。また、NTT法のように法人における外資の割合に着目した画一的なストックの規制を、外資のフローに個別審査を課す外為法で完全に代替するのも困難。(財務省)
- 外為法の事前届出の対象を拡大すると、機関投資家等には、対象銘柄かどうかの確認や事前届出の準備が必要となり、投資家に**日本株での資金運用を思いとどませ、日本株から離れてしまうことが懸念**される。(財務省)
- **外国人役員規制**について、34万人中15万人が外国人社員で構成されるNTTにおいて、**グローバルかつ多様な観点でのマネジメント**を困難にしていることから、**一定の制約を設けて規制緩和を行うことも検討すべき**。(関口委員)

プラットフォームに対する規律等の在り方

- 米国では**ミリ波に対応**しているが、日本では**対応していない携帯端末があり**、電波の有効活用ができておらず、利用者も**5Gの潜在価値を十分に享受できていない**。(クアルコム)
- 現在でも**スマートフォンのデータシェアリング機能、メッセージング機能等**においてプラットフォーム間の相互運用性がなく、ユーザーにとって不利益となっている。今後進展していく自動運転や教育、医療においても、プラットフォーム間の相互運用性が確保されていないと、公共の福祉を大いに損なうため、**必要な規制の枠組みの議論を始めることが重要**。(クアルコム)
- プラットフォームの事業が情報通信サービスの重要なピースの一つを構成する以上、**電気通信事業法の中でも何らかし当をすべき時代**に入っている。(林委員)
- 我が国では、これまでの投資の結果として各国よりも**光ファイバが普及しているが、それを利用してビジネスを行っているプラットフォームや、プラットフォームにサービスを組み合わせ提供している事業者が、十分なコスト負担をしているのか**は議論を要する。(岡田委員)
- プラットフォーマー間の相互接続性はもちろんあるのが望ましいが、**どの程度類似性を持ったサービスとなったタイミングで誰が相互接続性を要求するかが課題**。(相田主査代理)

クラウド事業者に対する規律等の在り方

- **加入者識別番号（IMSI）**について「電気通信回線設備に接続する利用者の端末設備等を識別するための**設備を設置すること**」が電気通信番号の使用に関する条件とされているなど、クラウドネイティブな情報通信ネットワークの実現という方針と整合性を取れていない規制が存在しており、技術基準に限らず、電気通信番号制度など、クラウドネイティブな情報通信ネットワークの実現に向けて障害となっている全ての関連する規制について速やかに**見直すべき**。（AWS）
- **クラウド上で通信の秘密に関する情報を取り扱うことが、通信の秘密の侵害となるとの懸念**があるとして、クラウドの利用に踏み切れないでいる事業者も存在しており、このような懸念を解消するため**法解釈の明確化等を行うべき**。（AWS）
- **クラウド事業者には、届出制や退出規制、データポータビリティの義務付け等、何らかの規制は必要**。（藤井委員・岡田委員・大谷委員）
- クラウド事業者について、**規制よりも競争の中で消費者の選択により解決することを目指すべき**。（新経連）
- 例えば届出の義務付けをするのであれば、**届出によって何が実現されるか**想定するなど、規制を検討する場合には、その**必要性、効果やその先のイメージについて十分に吟味すべき**。（新経連）
- クラウドサービス事業者は、電気通信事業者を含む利用者にITリソースを提供しているものであり、クラウドサービスが電気通信サービスということではないので、イノベーション促進を阻害しないよう、クラウドサービスに対する**規制については慎重であるべき**。（AWS）
- 我が国におけるイノベーション促進を阻害しないよう、クラウド事業者への**規制の導入には慎重であるべき**。（新経連・AWS）

電気通信事業法の規制対象

- **電気通信事業法において電気通信事業であるか否かは、他人の需要に応じるためか自己の需要のためかで区別されているが、オンラインバンキングは該当せず新聞社提供のオンラインニュースは該当するなど、理解しにくい部分があり、整理すべき**。（新経連）
- **電気通信事業であるか否かの線引きは、現状に即していない面もあり、電気通信事業参入マニュアルの改訂により対処するだけでなく、今後議論していく必要がある**。（林委員）
- **オンラインサービスに付随するチャット機能に対する事故報告の義務は過剰であるため対象から外すべきであり、また、同様に事業参入の届出制の対象からも外すべき**。（新経連）

視点

主な意見

【一定の方向性が確認された事項】

(1) 電話（固定電話・公衆電話）のユニバーサルサービス

- ① これまでも技術革新を踏まえた制度改正に取り組んできたが、**固定電話中心からブロードバンドを軸としたユニバーサルサービスへの見直しが必要。**
 - ユニバーサルサービスの責務について、電話からブロードバンドへ時代に即した見直しが必要。（林委員、関口委員、NTT、ソフトバンク）
 - 電話（メタル→光ファイバ）のあまねく義務の撤廃は、公益性の高い通信確保に支障をきたすことに留意。（KDDI）
 - IP電話も含めた固定電話（約6千万世帯）に一定のニーズがあることにも留意。（JAIPA）
- ② **災害時等の通信手段の確保やコストミニマムな方法の実現等の観点から、ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方について検討が必要。**
 - 災害時等の通信手段の確保の観点から、公衆電話に一定のニーズがあることにも留意。（長田委員、相田主査代理、JAIPA）
 - 米については、公衆電話のユニバーサルサービス義務がなく、EU主要加盟国（仏、独、伊、西等）においては、公衆電話のユニバーサルサービス義務の廃止等や電話機の撤去を進めていることも踏まえ、公衆電話のユニバーサルサービス義務は、廃止も含め、モバイルによる代替等、国民負担の観点からコストミニマムな方法の検討が必要。（NTT）
 - 公衆の場所への特設公衆電話の設置を普及させていくことで災害対策をしていくことがこれから重要。（NTT）
 - 公衆電話や災害時用公衆電話を維持強化することは、NTTの重要な役割。（消団連）

(2) ブロードバンドのユニバーサルサービス

- ① ブロードバンドの提供主体として、**ラストリゾートの確保が課題。**ラストリゾートの確保については、ラストリゾート責務の範囲（活用可能な無線の範囲等）、必要十分かつ過大でない交付金のコスト算定等の検討と合わせて、**NTT東西がその役割を担うこと**等を検討すべき。
 - 「光ファイバ」の全国提供義務は必要。（ソフトバンク、KDDI）
 - ブロードバンドの整備において、NTTがラストリゾート責務を担うことに賛成。（林委員、大谷委員、町村会、高知県、稚内市、CATV連盟等）
 - ブロードバンドの未整備地域の解消等についてNTTが公共的な役割を果たすことを強く期待している。（知事会）
 - ブロードバンドのあまねく提供には、公共性のある民間事業者であるNTTの協力が不可欠。（市長会、消団連）
 - ブロードバンドのあまねく提供について、他事業者も排除しないがNTTでないと現実的には難しい。（町村会、高知県、長崎県）
 - ユニバーサルサービスは、各地域で最適な方法で最適な事業者が担うべきであり、固定電話とブロードバンドサービスの両方を含めて電気通信事業法に統合すべき。また、モバイルや将来的にはNTNも含めて、ユニバーサルサービス対象化の検討が必要。これらを実現したうえで、「必要十分かつ過大でない交付金制度の実現」「モバイルを含めた柔軟かつコストミニマムな提供手段の導入」等が整えば、手を挙げる事業者がない地域において、NTT東西としてラストリゾート責務を担っていく覚悟。（NTT）
 - ラストリゾートというと、①未提供地域、②提供者の撤退地域、③民設移行を図る公設地域があると考えられ、責務の範囲について議論をする際には、どこまでを対象とするか留意が必要。（相田主査代理、大谷委員）

通信サービスが「全国に届く」
(ユニバーサルサービスの確保)

視点

主な意見

【一定の方向性が確認された事項】

② 不採算地域でのサービス提供の確保のためには、技術革新、サービス品質等を考慮した上で、モバイルやNTNなど無線技術の活用の検討が必要。

- ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をブロードバンドのユニバーサルサービスの対象として検討すべき。（岡田委員、林委員）
- ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供手段としては、将来の技術革新やコスト面も考慮し、光ファイバだけでなく、モバイル、NTNも検討すべき。（岡田委員、大谷委員、オブテージ、STNet、テレサ協会）
- ブロードバンドのユニバーサルサービスとして、NTNやモバイルは技術革新に合わせて活用すれば良いが、現時点でNTNは海外のサービスしかなく、モバイルは速度が担保されていない。モバイルについては、今後、求められる水準を議論すること、条件不利地域で安定的に接続するための技術開発が必要。（藤井委員）
- 衛星やモバイル等について、離島や山間部等を経済合理性のみで判断するのは不適切。外国事業者に100%依存する衛星ブロードバンドの経済安全保障上のリスクも含め、NTT東西による提供方法の検討など、地域の実情を踏まえた検討が必要。（JAIPA）
- 衛星やモバイルは、料金や速度、安定性の観点で現実の使用に耐えない場合もある。特にモバイルは、安定的な使用のために基地局までの光ファイバが必要であり、大きな技術革新がない限り、固定の方が安定している。（JAIPA）

③ ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供手段を拡大することによって、今後の交付金制度において、受けられることが想定されている交付金の支援が受けられない事態が生じることについて検討が必要。

- ブロードバンドの提供手段として無線を活用することは当然だが、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度における交付金の支援対象としてどこまで含むかはより深い議論が必要。（相田主査代理）
- ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）をユニバーサルサービスに位置づけ、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度における交付金の支援対象としようとする、一者提供の地域が縮小するため結果として交付金の対象地域が狭くなってしまおうという事態が生じるおそれがある。（関口委員）

1

通信サービスが「全国に届く」
（ユニバーサルサービスの確保）

視点

主な意見

【一定の方向性が確認された事項】

(3) ユニバーサルサービスの利用者料金の低廉性の確保

① **ブロードバンドのユニバーサルサービスの提供については、不採算地域における料金水準の妥当性を確保するための方策を検討することが必要。**

- ブロードバンドのユニバーサルサービス制度において、料金の低廉性を担保する仕組みを検討することは重要。他方で、特別支援地域の整備促進に事業者が躊躇する金額になるのも望ましくなく、バランスを取ることが必要。(大谷委員)
 - ブロードバンドのユニバーサルサービス制度において、地方と都市部の料金格差をなくすため、例えば、適格電気通信事業者の指定要件に低廉化に関する担保措置を入れることなども考えられる。(林委員)
 - ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に欠けている料金の低廉性を担保する仕組みも今後求められる。(JAIPA)
 - ブロードバンドサービスの提供に当たっては、過疎地域においても、都市部と比較して通信の利便性、品質、安定性、料金の平等性が確保されるべき。(消団連)
- ※ ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、①不可欠性（国民生活に不可欠であること）、②低廉性（誰もが利用可能な低廉な料金で提供されること）、③利用可能性（全国どこでも利用可能であること）が基本的3要件となっている。また、速度基準については、下り名目速度30Mbps以上としている。(令和5年2月7日情報通信審議会電気通信事業政策部会答申より)

(4) 制度見直しの留意事項

- ① **責務の廃止と新設を一体的に進めないと制度的な空白が生じ、国民にとっての不安や不利益につながる。**
- 規律の廃止と新設を一体的に進め、責務の制度的な継続を担保することに留意されたい。(林委員、離島振興協議会、高知県)

1

通信サービスが「全国に届く」
(ユニバーサルサービスの確保)

視点

主な意見

【その他】

(5) 制度見直しの留意事項

- 特定の事業者に出退を禁じるあまねく責務を参入・退出が自由の電気通信事業法に規定することは、法律の枠組みとして課題あり。(林委員、KDDI)
- 英・仏・独では、サービス提供を行う事業者がない場合には、国がサービス提供を行う事業者を指定する仕組みが確立されていることも踏まえた検討が必要。(NTT)

(6) 放送用途の光ファイバ

- ブロードバンドのユニバーサルサービスの品質を検討していく上で、同じインフラが放送にも使われていることを考慮する必要がある。(相田主査代理)
- 固定ブロードバンドのインフラの放送部分の支援について、自治体から大きな期待が寄せられているが、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の支援対象に入れ込むことは適切ではなく、今後の放送政策としての議論が必要。(関口委員)
- 高コスト地域において、放送だからといって支援対象外とするのではなく、交付金の負担者を拡大するなどして、何らかの措置が必要。(長田委員)

1

通信サービスが「全国に届く」
(ユニバーサルサービスの確保)

視点

主な意見

【一定の方向性が確認された事項】

(1) NTT東西の業務範囲の見直し

- ① IP化の進展による県内・県間の概念の希薄化を踏まえ、県内通信を本来業務とする**NTT東西の業務範囲は、見直しが必要。**
 - NTT東西の業務範囲について、移動通信業務など公正競争に重大な影響を与えるおそれのある業務を除き、少なくとも固定通信の県間業務は本来業務化することが必要。(林委員)
 - NTT東西の業務範囲を県内に限定する規制は意義が薄れてきている。(関口委員、NTT、KDDI、ソフトバンク)
- ② NTT東西の業務範囲の見直しに当たっては、**公正競争に重大な影響を及ぼす業務（移動通信事業やISP事業等）を除くことについて検討が必要。**
 - ISP事業における競争がNTT法の構造規制により実現されてきたことを踏まえれば、地域通信と移動通信を競争上区別する重要性も失われていないと考えられ、NTT東西の移動通信事業やISP事業の禁止は、引き続き維持すべき。(林委員)
 - 公正競争上の観点から、移動体やISP等への進出を妨げる業務範囲規制は引き続き必要。(ソフトバンク、KDDI、オプテージ)
 - 業務区分撤廃によりNTT東西がインターネット接続に進出可能となるとISP市場が崩壊する懸念がある。(JAIPA)
 - NTT東西とNTTドコモ、NTT東西とNTTデータ、NTT東西とNTTコミュニケーションズの合併は考えていない。NTT東西の統合も選択肢となる見直しを希望。(NTT)
 - NTT東西は、現行の電気通信事業法の規定に基づき、接続に関するルールや事業者の公平性の担保等、公正競争条件を遵守しており、引き続き公正競争条件を遵守していく考え。(NTT)
 - NTT東西とドコモ等の統合による独占力を通じた競争事業者の排除を懸念。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、JCOM、オプテージ、新経連)
 - NTT東西とドコモの合併禁止、グループ内取引の監視・検証強化が必要。(JAIPA)
 - NTT東西が統合されるとNTTの競争力が更に高まり、設備競争が抑制され競争事業者淘汰の可能性あり。(オプテージ、STNet、KDDI、楽天モバイル)
 - NTT東西の統合は、両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等による非効率性排除の観点から問題。(ソフトバンク)
 - 地域産業の活性化等に向け、NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要。(NTT)
 - 業務範囲の見直しによりNTTグループの商材を活用した一体営業等が可能になると、公正競争阻害のおそれがある。(オプテージ)
 - NTT東西の業務範囲の見直しにおいては、旧国営企業と民間企業との間で平等な競争条件が確保されることが重要。(ACCJ)
 - NTT東西がこれから作るネットワークにおいては、NTTグループ以外の者も同じように使えるような設計及び容量で構築すべきであり、それが難しい場合は、エンドユーザー向けサービスは止めて接続及び卸に専念すべき。(相田主査代理)

(2) 制度見直しの留意事項

- ① **制度の廃止と新設を一体的に進めないと制度的な空白が生じ、公正競争上の問題が生じる。**
 - 制度見直しは、規律の廃止と新設を同時に進めないと空白が生じ、公正競争上の問題が大きい。(林委員)
 - 公正競争確保に関するNTT法と電気通信事業法の改正が必要となる場合、同時に改正することが必要。(KDDI)

「低廉で多様なサービスが利用できる」

(公正競争の確保)

視点

主な意見

【その他】

(3) アクセス部門の分離

- 公正競争確保の規定はあるが、ボトルネック設備の独占的な所有に伴う整備・運用の懸念がある。(ソフトバンク)
- 完全民営化等するのであれば、その前に特別な資産を保有するアクセス部門の資本分離が不可欠。(KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、JAIPA)
- NTT東西のアクセス部門の資本分離や別会社化は、ネットワークの高度化が進まない、コスト効率化や品質維持・向上が見込めない、自然災害等に対する迅速な復旧対応等に影響を及ぼす等のリスクを招くため、行うべきではない。これまで日本が世界に先駆けてFTTHの普及を達成したこと等を踏まえ、引き続き、現在の体制でネットワーク構築・提供に取り組むことが最適。(NTT)
- NTT東西の固定アクセス網を分離し、インフラ会社を設立すると、設備競争が減退する可能性がある。(オプテージ、STNet)

(4) NTTグループの在り方

- 電気通信事業法にはNTTのグループ内再編について事前審査する仕組みがなく、独禁法の企業結合審査の対象外であるため、同法とNTT法の両方で公正競争確保を図る必要あり。(林委員)
- NTTデータ・NTTドコモ・NTTコムウェアの分社時、NTT東西・コム再編成時に策定された累次の公正競争条件のうち、「持株とNTTデータ・NTTドコモ間の在籍出向禁止・取引条件の公平性」、「研究開発成果の開示の公平性」、「共同調達の禁止」については、市場や競争環境の変化を踏まえ、見直すことが適当。(NTT)
- 独占回帰は常にけん制すべきで、NTTの在り方は定期的な検証・見直しが必要。(KDDI)
- NTTの経営の自由度を高める法改正は、NTTの独占回帰を進め、公正な競争環境が維持できず、結果として国民の利益が損なわれる懸念があり、公正な競争環境を確保するための十分な議論が必要。(テレサ協)

(5) NTT持株の業務範囲

- NTT持株が自ら事業を行うスキームも選択可能となるよう、業務範囲規制の見直しを希望。(NTT)
- 研究成果の実用化に向けた事業立ち上げ等本来業務に資する場合は原則自由とし、移動通信事業やISP事業のように、公正競争上問題がある場合は例外禁止といった、メリハリをつけた規制が望ましい。(林委員)

(6) 電気通信事業法の規律等

- 組織を規律するNTT法と取引条件を規律する電気通信事業法の両輪で公正競争を確保。(林委員、KDDI)
- 電話時代の規制廃止、卸の規律は必要最小限、ドコモの禁止行為規制の撤廃等を希望。(NTT)
- 卸料金の高止まりや卸関連情報等の目的外利用など、公正競争維持の観点から事業者に重大な影響が生じる懸念があり、光卸の規律強化が必要。(JAIPA)
- NTT東西の地域網とMNOの無線網の開放を確保するルールの維持が必要。今後の市場統合の中で、固定系と移動系の枠を超えた市場支配力の濫用が起こる可能性を踏まえると、NTT法を大きく見直すのであれば、現在固定系と移動系で分かれているドミナント規制の抜本的な見直しが必要。(テレサ協会)
- MVNOが公正な競争環境のもとで事業展開や市場競争を行っていくためには、二種指定事業者のうち、特に交渉力が高い事業者として、現行のNTTドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3者に対し禁止行為規制を早期に適用することが必要。(テレサ協会)
- 競争的な事業者に成長したMNOに対して行為規制を課すのは合理的。(大橋委員)
- 5G(SA)時代において、MNOによる積極的な機能開放を促すための制度化やMVNOが金銭を対価にMNO設備の共用に参加できる枠組み(RANシェアリングによるフルMVNO等)の早期実現が必要。(テレサ協会)

「低廉で多様なサービスが利用できる」

(公正競争の確保)

視点
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">3 「国際競争力」を強化する</p>

主な意見

【一定の方向性が確認された事項】

(1) 研究成果の普及責務の運用見直し

- ① **グローバル競争を踏まえ、イノベーションを促進し、国際競争力の強化を図る観点から、研究成果の普及責務については、まずは原則開示の運用の見直しが必要。**
 - 研究成果の開示・非開示はNTTが自主的に判断しており、運用の見直しで対応可能。(KDDI)
 - 研究成果の普及責務について「開示ありき」としていることは、研究開発インセンティブに逆行するのではないか。(林委員)
 - IOWN等をパートナーと展開していく上で、経済安保・国際競争力の課題があるため、研究開発の推進・普及責務の見直しが必要。開示義務により国際展開に影響が出ることを懸念。(NTT)
 - 研究成果の開示義務は時代にそぐわない。NTTに限らない研究開発投資の促進（税制の拡充等）が必要。(ソフトバンク)
 - NTTの研究成果の開示責務が緩和されることで、グローバル企業がNTTと新たに提携を結ぶきっかけとなる可能性がある。(ACCJ)
 - NICTは、公的サービスに資するデータの公開、安全保障のための機密保持、顧客/協業パートナーとの機密保持などにおいて、企業とは異なる基準で開示・不開示の判断をしている。(NICT)
 - NTTとの共同研究等において、NTT法による研究開発の成果普及の責務が障害になったことはないとの認識。(NICT)

【その他】

(2) 研究成果の普及責務の規定の見直し

- 研究成果の普及責務については、運用の見直しにとどまらず、そもそも法律から削除することも立法論としては有力だが、これを議論するには、責務があることで具体的に支障があった事例を確認することが必要。(林委員)
- 研究成果の普及責務について当面は運用見直しで対応すべきかもしれないが、NTTにおいて国際展開の足枷になっているとの認識であるため、規制自体が本当に必要かどうかは考える必要がある。(関口委員)
- 研究成果の普及責務について運用によって対処する案が示されているが、法律上の普及責務自体を撤廃すべき。(NTT)

視点

主な意見

【その他】

(3) 研究開発の推進の責務

- 「基盤的研究」は持株、「応用的研究」は東西というNTT法の区分けについて、この整理が妥当か再検討が必要。(林委員)
- 研究所を縮小して基礎研究ができず、応用研究にも進めない企業が多数ある等の課題を踏まえ、基盤的研究の推進責務については、持続的な基礎・基盤研究推進やイノベーション促進の観点から持続的に課していくことを検討すべき。(相田委員、藤井委員)
- 諸外国においては民間企業に研究開発の推進責務を課している例がない。当社は自らの競争力強化のためにこれからも研究開発を推進していく考えであり、法律によって義務付けられるものではなく、推進責務自体を撤廃すべき。(NTT)
- NICTとNTTが相互に補完し、あるいは互いに切磋琢磨や共創することで、我が国が世界と伍していくための研究力、競争力を強化することが必要。(NICT)
- NTTに対しては、GAFAMとならぶ世界リーディング企業として、アカデミア、スタートアップ等をつなぐイノベーションエコシステムの確立等で引き続き大きな役割を果たしていくことを期待。(NICT)

(4) 国際展開の推進

- 最新のIT設備への設備投資を行うことが国際競争力強化に繋がることから、設備投資へのインセンティブの確保に関しても何らかの措置を検討すべき。(渡井委員)
- 海外事業はNTTデータに寄せており、同社の国際展開についてはNTT法とは関係ない。(NTT)
- 通信事業者とプラットフォーマーには事業構造に差異があり、比較は適切でなく、NTTの規制を緩和・NTTのみを後押しすることでGAFAMに対抗できるようになるとの議論は正しくないのではないかと。(ソフトバンク)
- 光海底ケーブル施設、データセンター、小型携帯電話基地局について我が国の国際競争力は高く、今後の成長にも期待。また、デバイス単位での他国製品との差別化は困難であり、海外事業投資(プロジェクト、M&A)による海外展開に要着目。(JICT)
- O-RANについて、日米連携の更なる強化を通じ、第三国への展開がより積極的になされるよう、研究開発支援だけでなくマーケティング等にも利用可能な柔軟かつ大規模な経済的支援が必要。(クアルコム)

「国際競争力」を強化する

3

視点

主な意見

【一定の方向性が確認された事項】

(1) NTT法と外為法の役割

- ① **NTT法の外資規制と外為法は、目的と手段の両方に違いがあり、両法があることに意義あり。**
- 外為法は「国の安全を損ない、又は公の秩序の維持を妨げる事態が生じるおそれ」がある株式取得に限定してその中止勧告・命令をするもの。一方、NTT法はこのような限定なく、1/3以上の外国人の議決権保有を確実に防止するものである点に留意。(林委員)
 - 情報通信インフラを守る経済安保の観点から、NTT法は重要。外為法の投資規制は、外国投資家が対象であり日本の投資家に適用はない。また規制の強化は経済活動を阻害する。外為法と個別法の両方が必要ではないか。(渡井委員)
 - 外為法は非居住者からの投資に対する規制であり、日本国内の外国人は基本的に対象とならないため、国籍に基づき判断するNTT法の外資規制を完全に代替するのは難しい。(財務省)
 - 投資家による外資のフローに対して個別審査を課す外為法が、組織に対して数値に基づく定量的で画一的な、ストックの規制を課す個別法を代替するのは難しい。(山本委員、渡井委員、財務省)
 - 外為法の事前審査でNTT法と同様の外資等規制が実現できる保証はなく、NTT法の外資等規制には一定の合理性がある。当該規制を廃止することについては、慎重に議論する必要がある。(田島弁護士・西川弁護士)
 - 居住を基準に外国投資家を判断する外為法では捕捉しきれない事例についても、国籍を基準に判断するNTT法は制限できる。(田島弁護士・西川弁護士)
 - NTTが公社から承継した電柱・管路等の設備は、「特別な資産」であり、外資から保護する必要がある。(KDDI、ケーブルテレビ連盟)
- ② **仮に、NTT法における外資規制を撤廃するのであれば、それまでに同等の規律を代替する措置について担保していくことが必要。**
- NTT法の外資規制を見直す場合、保護法益も考慮しつつ、他の法律も含めてどのような枠組みで保護法益を担保するかを検討すべき。(渡井委員)
 - 外為法の強化が必要。他の通信事業者や他分野の重要インフラも含め産業全体で対応すべき。(NTT)
 - 電気通信事業者に関しては、電気通信事業法で業界全体に外資規制をかけることも検討すべき。(NTT)
 - 外資規制を撤廃した電気通信事業法で、複数の事業者に再び外資規制を導入する場合、国際的な交渉が必要であり、長期化が予想される。(渡井委員)
 - 外為法等の国内法の改正によって外資規制を強化しようとする、日本政府が既に締結している数々の国際協定との関係で問題がないか、慎重な検証や検討が必要になるが、安保例外の範囲が狭い国際協定との関係では規制強化は困難となり得る。(財務省)
 - 電気通信事業法による外資規制は、かつては相互主義の発想に基づいていたこともあり、日本の対外投資に影響が出る可能性も考えられる。(渡井委員)
 - 外為法の事前届出の対象を拡大すると、機関投資家等には、対象銘柄かどうかの確認や事前届出の準備が必要となり、投資家に日本株での資金運用を思いとどまらせ、日本株から離れてしまうことが懸念される。(財務省)

「経済安全保障」を確保する

視点

主な意見

【一定の方向性が確認された事項】

(2) 外国人役員規制の見直し

① **外国人役員規制**については、他の事業の例も参考にしつつ、**緩和していくことが考えられる。**

- 仮に役員規制を緩和しても、出資規制の維持・強化により、外資ファンドのアクティビストが外国人役員の選任について圧力をかけてくるような事態を防げるのではないか。(林委員)
- 外国人投資家を背景とした外国人役員の存在は、一定割合までであれば、取締役会の議論を活性化させ、延いては会社経営の安定に資する。(田島弁護士・西川弁護士)
- 外国人役員規制について、34万人中15万人が外国人社員で構成されるNTTにおいて、グローバルかつ多様な観点でのマネジメントを困難にしていることから、一定の制約を設けて規制緩和を行うことも検討すべき。(関口委員)

(3) 国際展開の推進

① **経済安全保障と関連する国際展開の推進が重要。**

- 海外投資案件には、中長期的に経済安全保障上の意義が大きいものもあり、我が国の国際通信の99%をカバーする海底ケーブルへの投資が重要。(林委員)
- 政府系ファンドであるJICTとしては、国際展開に当たり、経済安全保障の重要性を認識している。(JICT)

「**経済安全保障**」を確保する

4

主な意見

(1) NTTへの国の関与の在り方

- 事業計画の認可を含む各種担保措置は、NTTが担うべき業務や責務について適切な遂行・履行を確保するために必要な範囲のものとし、その趣旨に則った運用を行うことが必要。(林委員)
- 政府の株式保有義務は、より制限的でない他に代わりうる手段が存在する場合、その在り方を検討することが必要。(林委員)
- 公社から承継した財産の公共性や運用管理の安定性のため、政府株式保有の見直しは慎重に議論すべき。(大谷委員、渡井委員、CATV連盟、JAIPA)
- ユニバーサルサービス責務や研究開発の責務が見直されるのであれば、各種認可事項(役員選解任、事業計画、新株発行、定款変更、剰余金処分等)は不要となる。また、効率的かつ機動的な事業運営を実現する観点からも当該規律は見直しが必要。(NTT)
- NTT東西の判断で機動的に設備のシェアリングやオフバランス化による効率的な構築・運用が可能となるよう、設備の自己設置義務及び重要設備の譲渡の認可については見直しが必要。(NTT)
- 設備の自己設置義務の緩和は、ワイヤレス固定電話の提供要件のように、著しく不経済となるエリアにおいて例外的に他者設備を利用する場合に限るべき。(KDDI、楽天モバイル)
- 設備の自己設置義務の緩和は、基幹インフラ維持に支障が生じる蓋然性が高いこと、設備が第三者に譲渡されると必ずしも第三者が国民の利益のために活用するとは限らないこと、一種指定設備の規律を免れることが可能になることから反対。(ソフトバンク)
- 「電信」も「電話」も事業の主体とマッチしていないため、自社で社名を変更・決定できるようにしていただきたい。(NTT)

(2) インフラシェアリング

- 2030年にあるべき通信インフラの将来像を見通し政策を検討することが必要。インフラシェアリングは、無線インフラの効率的な整備の実現、環境負荷の軽減等において大きなメリットを発揮し、5Gの浸透、6G に向けては、一層の推進政策が必要。特に鉄塔等の統合は重点分野として取り組むべき。(JTOWER)

主な意見

(3) 上位レイヤー事業者に対する規律等の在り方

- 電気通信事業法の公正競争の観点からは、設備よりももう少し上流のレイヤーに目を広げるべき。(大橋委員)
- クラウド事業者には、届出制や退出規制、データポータビリティの義務付け等、何らかの規制は必要。(藤井委員・岡田委員・大谷委員)
- プラットフォームの事業が情報通信サービスの重要なピースの一つを構成する以上、電気通信事業法の中でも何らか手当をすべき時代に入っている。(林委員)
- 上位レイヤー事業者に対する規制要件は、必要以上のものを設けるべきではない。(ACCJ)
- クラウド事業者について、規制よりも競争の中で消費者の選択により解決することを目指すべき。(新経連)
- クラウドサービス事業者は、電気通信事業者を含む利用者にITリソースを提供しているものであり、クラウドサービスが電気通信サービスということではないので、イノベーション促進を阻害しないよう、クラウドサービスに対する規制については慎重であるべき。(AWS)
- 我が国におけるイノベーション促進を阻害しないよう、クラウド事業者への規制の導入には慎重であるべき。(新経連・AWS)
- 技術基準に限らず、加入者識別番号 (IMSI) の使用条件や、「設備の設置」の解釈等、クラウドネイティブな情報通信ネットワークの実現に向けて障害となっている規制について、速やかに見直しが必要。(AWS)
- 現在でもスマートフォンのデータシェアリング機能、メッセージング機能等においてプラットフォーム間の相互運用性がなく、ユーザーにとって不利益となっている。今後進展していく自動運転や教育、医療においても、プラットフォーム間の相互運用性が確保されていないと、公共の福祉を大いに損なうため、必要な規制の枠組みの議論を始めることが重要。(クアルコム)
- プラットフォーマー間の相互接続性はもちろんあるのが望ましいが、どの程度類似性を持ったサービスとなったタイミングで誰が相互接続性を要求するかが課題。(相田主査代理)

(4) 電気通信事業法の規制対象

- 電気通信事業であるか否かの線引きは、現状に即しておらずわかりにくい面もあり、今後電気通信事業法の議論の中で検討していく必要がある。(林委員、新経連)